

復興大臣 土屋 品子 様

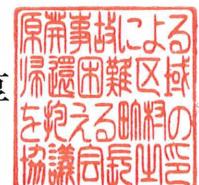
原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

帰還困難区域の
復興・再生に向けた要望書

令和6年5月14日

原発事故による帰還困難区域
を抱える町村の協議会

会長 吉田 淳



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から13年が経過しました。

原子力災害は未だ収束しておらず、未だ避難指示が継続されている区域で生活を営んでいた住民は、故郷への帰還もできぬまま、辛苦苦しい避難生活を続けています。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域につきましては、全ての町村で避難指示が解除されました。

一方、拠点区域外につきましては、2021年8月に「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との政府方針が示され、2023年6月には「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

しかし、帰還意向による避難指示解除は、我々町村が求める全面解除には遠く及ばず、解除されるエリアが小さくなること、ひいては住民同士の更なる分断を生むことにつながりかねません。

また、長い避難生活によって帰還することができない方の土地・家屋等についての課題は残されたままとなっており、帰還困難区域を抱える町村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが続きます。

国の責務として、帰還困難区域の全ての避難指示解除に向けて、我々町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応いただくよう、次のとおり要望いたします。

＜要望事項 1＞

特定復興再生拠点区域復興再生計画に含まれなかつた帰還困難区域（以下「拠点区域外」という）について

《重点要望》

（1）拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施

拠点区域外への帰還・居住に向けて、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」と示した国は、避難生活が10年以上続いている住民が帰還したいと思うことができるよう、丁寧かつ迅速に最大限意向をくみ取り、「特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を速やかに行い、認定後は遅滞なく除染に着手すること。

なお、「特定帰還居住区域」の設定の前提となる「生活に必要とされる範囲」については、帰還する住民の意向を丁寧に反映し、幅広く捉えるとともに、対象となる区域には放射線量が高い区域が含まれることや、上水道等のインフラも除染・復旧しなければ帰還して生活することはできないため、帰還した住民が安全・安心な生活ができるように、十分かつ一体的な除染を実施すること。

また、政府方針にある「住民の居住・生活に必要なインフラの整備」を進めるため、道路等の修繕・整備や生活用水の確保等に必要な財源を確保すること。

《重点要望》

（2）残された土地・家屋に対する方針の明示

政府方針が示されていない、帰還意向のない土地・家屋については、荒廃が進んでおり、火災が発生する恐れがあるなど、現状のまま放置することは大変危険であり、所有者からは「自宅が朽ちていく様を見ていられないで解体してほしい」、「いつまで

除染を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。また、今後、特定帰還居住区域の避難指示が解除されることになるが、近隣に荒廃した土地・家屋が残されることで、帰還した方の安全・安心な生活の妨げになることが想定される。長期避難を強いられ、すぐには帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋について、速やかに方針を示すこと。

また、政府方針では、「営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。」とされている。拠点区域外には営農再開を目的として帰還したい住民や、生きがいのための農業再開を目指す住民も少なからずいることから、そのような農地の利活用に向けた具体的な方針を示すこと。

なお、政府方針が示されていない、既に避難指示が解除された区域の住民等が所有する拠点区域外の農地の取扱いについても、並行して議論を進め、方針を示すこと。

《重点要望》

(3) 帰還困難区域の全てを避難指示解除するためのビジョンの明示

国が示した「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持つて取り組むとの決意」を実現するためには、面的な避難指示解除区域の拡大が必須である。

帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンを示し、復興のステージに応じた除染・避難指示解除を実施できる制度を構築すること。

《重点要望》

(4) 拠点区域外への立入制限の緩和とこれに伴う防犯対策の一層の強化

政府方針で示した立入制限の緩和等について、一日も早く実施すると共に、安全性を確保するための家屋解体や除草・伐採等の有害鳥獣対策及び荒廃抑制対策をしっかりと行うこと。

また、帰還困難区域内では、窃盗、盜難が発生していることから、より一層の防犯対策を講じ、窃盗などから住民の大切な財産を守るための防犯パトロールを強化すること。

《重点要望》

(5) 住民への生活支援の継続

政府方針に基づく拠点区域外の除染開始のためには丁寧な住民意向の把握が不可欠であり、除染・避難指示解除には年月を要することが予想される。

また、避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においても、長期間の避難生活によって、すぐには帰還できないため二地域居住等を選択する住民は多い。

ふるさとを守るために更なる負担を強いられている住民のため、復興・再生を実現するまで、支援策を継続すること。

《重点要望》

(6) 住民の帰還気運醸成のための拠点区域外の除染・解体の実施

帰還困難区域の復興・再生を成し遂げるためには、帰還意向に基づく除染だけでなく、帰還気運醸成に向けた整備が必要である。

町村の復旧・復興に向けた取組に応じた除染・解体を実施すること。

《重点要望》

(7) 除染土壤等の最終処分地選定等

現在、大熊町、双葉町において、福島県内の除去土壤等について、最終処分が行われるまでの間の中間貯蔵の受け入れが進め

られているが、最終処分への道筋が未だ示されておらず、帰還困難区域の復興の足かせとなりかねない状況である。帰還困難区域の全ての避難指示解除のためにも、最終処分地の選定を早期に実施すること。

<要望事項2>

避難指示が解除された特定復興再生拠点区域（以下「拠点区域」という）について

《重点要望》

（1）避難指示が解除された拠点区域の整備の促進

避難指示が解除された拠点区域における除染やインフラ整備等を着実に進めるとともに、農地の再生や復興の拠点施設の整備に対し、十分な財政措置を含めた支援を行うこと。

《重点要望》

（2）放射線量の測定及び線量低減対策の実施

避難指示が解除された拠点区域においても、引き続き国の責任において詳細な放射線量測定や放射線モニタリング測定を実施し、速やかに住民に周知すること。また、フォローアップ除染など、被ばく線量低減に必要なあらゆる対策を講じること。

＜要望事項 3＞

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の復興・再生について

《重点要望》

(1) 復興・再生に向けた人的・財政的支援

帰還困難区域を抱える町村の復興には中長期的な取組が必要なため、今後とも、住民が帰還できるよう財政面・人材面等あらゆる側面から復興・再生を後押しすること。

特に、第二期復興・創生期間のみならず、第二期復興・創生期間終了後も、復興が成し遂げられるまで、福島再生加速化交付金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、地域復興実用化開発等促進事業費補助金、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F 補助金）等の支援策について、中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用を行うこと。

併せて、近年の物価高騰・人件費上昇に伴い、復興事業に係る費用が増加しており、支障が生じている。復興事業の停滞、ひいては帰還の遅れに繋がらないよう、年度途中での増額も認めるなど柔軟な対応を行うこと。

《重点要望》

(2) 交通網の整備

ア JR 常磐線について

特急列車の増便や通退勤時間帯のダイヤの見直しといった利便性の向上など、地域の実情や要請に応じたJR常磐線の機能強化の支援を行うこと。

イ 常磐自動車道等について

常磐自動車道については、双葉地方の復旧・復興を推進するために必要な基幹的インフラであり、廃炉作業の進展等の原発事

故に起因する諸課題の解決や、地域の復興に向けた社会基盤の整備といった観点からも、広野 I C・ならは S I C 間の早期 4 車線化を目指すほか、ならは S I C・浪江 I C 間約 25 kmについても早急に取り組むこと。

また、廃炉作業や中間貯蔵施設工事、除染廃棄物の輸送等の原発事故に起因する諸課題の解決や、地域の復興に向けた環境整備といった観点からも、常磐双葉 I Cまでのアクセス道路の整備促進が必要であるので、国においては、十分な財政措置を含めた支援を行うこと。

ウ 国道等の整備について

・国道 6 号

双葉地方の主要道路である国道 6 号については、復旧・復興事業の進展等に伴い交通量が増加しており、特に大型車の交通量が増加している。福島県警察等において、道路交通の適正な安全管理対策に取り組んではいるものの、慢性的な渋滞の発生や重大事故を含め交通事故の増加が課題となっている。今後も一層の交通量の増加が見込まれるので、道路交通の安全・安心の確保の観点から、渋滞緩和等の措置を行うこと。

・国道 114 号・288 号

古くからその狭隘さに起因する渋滞や事故の発生が懸念されてきた経緯があり、東日本大震災時にはそれが現実のものとなり、避難車両による渋滞が発生し、速やかな避難に支障を来たす結果となった。最近では廃炉や除染等復興事業関係の車両が列をなし、一般車両通行の大きな支障となっており、また、それに伴う事故の発生も報告されている。両国道の拡幅を早急に実施すること。

・ふくしま復興再生道路

上記のほか、住民帰還の加速や産業再生を支える、以下

に掲げる「ふくしま復興再生道路」の整備を早急に進めること。

国道349号

国道399号

県道小野富岡線（県道36号）

・ふくしま復興再生道路以外の整備

ふくしま復興再生道路（8路線29工区）以外にも、相馬郡・双葉郡の物流を支え、浜通りと中通り地方等との交流人口の拡大・産業交流の活発化に必要な、以下に掲げる連携道路等の整備を図るために必要な財政支援を行うこと。

県道上戸渡広野線の改良整備

県道浪江三春線の整備促進

県道落合浪江線の整備促進

県道常葉野川線の改良整備

県道山田岡上郡山線の改良整備

県道広野小高線の早期全線整備促進

県道富岡大越線の改良整備

県道井手長塚線の改良整備

県道長塚請戸浪江線の改良整備

県道原町二本松線の改良整備

県道原町川俣線の改良整備

県道小良ヶ浜野上線の改良整備

県道富岡停車場線の改良整備

さらに、拠点区域の広域連携形成の視点から、拠点区域と中通り地方及び、拠点区域間を連絡する道路整備が必要不可欠であるため、その財政支援を行うこと。

《重点要望》

（3）先行解除された地域との公平な支援

帰還困難区域の住民についても、先行解除された地域の住民に対して講じられた支援を同様に行うとともに、帰還困難区域の医療・介護保険料等の特例期間、固定資産税の減免措置や町村が実施する支援策等に不公平が生じないよう必要な財源を確保すること。

また、長期避難を余儀なくされていた帰還困難区域の住民にとって、荒廃し居住できなくなった住まいの新たな確保が喫緊の課題であり、近年の住宅建築コストの高騰が帰還をより一層困難なものにしている。帰還を実現するため、帰還者向けの住まいの確保対策など、帰還促進に向けた取組への支援を行うこと。

《重点要望》

(4) 風評対策

「帰還困難区域」が町村内に残ってしまうことで、地域の復興が遅れるということが決してないよう、風評対策に確実かつ継続的に取り組むこと。

以上

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

<構成員>

双葉郡大熊町 町長 吉田 淳 (会長)
双葉郡双葉町 町長 伊澤 史朗 (副会長)
双葉郡浪江町 町長 吉田 栄光
双葉郡富岡町 町長 山本 育男
双葉郡葛尾村 村長 篠木 弘

<オブザーバー>

双葉郡大熊町議会 議長 仲野 剛
双葉郡双葉町議会 議長 伊藤 哲雄
双葉郡浪江町議会 議長 平本 佳司
双葉郡富岡町議会 議長 堀本 典明
双葉郡葛尾村議会 議長 吉田 義則

